

長崎県天然更新完了基準

平成19年5月

1 目的

伐採跡地における森林の公益的機能の早期回復のため、適確な天然更新が図られることを目的とする。

2 天然更新対象地

本基準の対象とする森林は、天然更新を行う箇所のほか、気象害等による更新不成績地等とする。

3 更新対象樹種

後継樹となる更新対象樹種は、針葉樹及びアカメガシワ、カラスザンショウ等の高木性の先駆種、カン類、シイ類、クスノキ、タブノキ、ヤブニッケイ、クロキ、ケヤキ、サクラ類、カエデ類、クリ、クヌギ、アベマキ、コナラ、ノグルミ、マテバシイ、ヤマボウシ、ヤブツバキ等の広葉樹であって将来高木となりうる樹種とする。

4 更新及び更新補助作業

- (1) 本基準における更新とは、天然下種更新及びぼう芽更新とする。
- (2) 本基準における更新補助の作業は、受光伐、地表掻き起し、刈出し、芽かき、植込みとする。

5 更新完了の判断基準

- (1) 後継樹は、更新対象樹種のうち樹高が次のとおりの稚樹、幼樹、若齢木、ぼう芽枝等とする。
 - 1) 天然下種更新の場合の樹高は、0.3m 以上（ぼう芽更新の場合の樹高は、0.6m 以上）とする。
 - 2) ササ類が存在している場合は、ササ丈を超える程度の高さとする。
- (2) 更新完了の後継樹の密度は、おおむね 5,000 本/ha 以上（ぼう芽枝等を含む。）とする。
- (3) 上記の条件を満たす区域の割合が全体の 70%を下回る場合には、植栽若しくは追加的な更新補助の作業を実施すること。
- (4) 上記の条件を満たす場合であっても、シカ等の獣害により健全な生育が期待できないおそれがある場合には、適切な防除方策を実施する。

6 更新調査の方法

- (1) 更新については、更新調査をもって更新が完了した状態を確認する。

- (2) 更新調査の時期は、伐採後3年を経過するまでに最初の調査を実施し、最終の調査をおおむね5年を経過した時期とする。

ただし、ぼう芽による一斉更新箇所以外については、伐採後3年を経過するまでに行う最初の調査時に明らかに更新が完了している場合は、最終の調査を省略してもよい。

※更新調査の時期の根拠

- ・ 造林未済地とは、人工林伐採跡地のうち3年以上経過しても更新が完了していない場合とされていること。
- ・ 「市町村森林整備計画制度等の運用について」の一部改正により、天然更新による場合は、伐採後おおむね5年を超えない期間を経過した時点で更新状況の確認を行うこととされた。

- (3) 調査の方法は、原則として標準地調査によることとする。

- 1) 標準地の数は、下記を目安として、現地の状況に応じて増減する。

天然更新対象地面積 1.0ha 未満 2箇所以上

1.0～3.0ha 未満 3箇所以上

3.0ha 以上 5箇所以上

- 2) 標準地は、天然更新対象地の地形、植生等を考慮の上、現地の実態から、平均的と見られる箇所を適切な方法で選択する。

- 3) 標準地の大きさは、1プロットの面積10㎡（半径1.78mの水平円等）を設定する。

- 4) ぼう芽により発生したぼう芽枝で3本以上あるものについては、3本としてカウントする。

- 5) 明らかに天然更新判断基準を満たしている場合には、目視することができるが、この場合、野帳及び遠景写真と近景写真を1伐区当たり各1部を記録・保管する。

- (4) 更新調査野帳の様式については、別紙とする。

7 その他

- (1) 法令等により立木の伐採につき制限がある森林にあつては、当該法令の規定等によるものとする。

- (2) 各地域において天然更新完了基準により調査が進められ、地域に適合する基準が確認された場合は、当該基準の見直しを検討する。